消費生活だより
～くらしの危険～

新生活！電気やガスの訪問販売に注意

４月に大学生になり賃貸マンションで一人暮らしをしている。訪問してきた事業者から「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このマンションの住人の皆さんにお願いしている」と言われた。検針票に記載されている顧客番号を伝えると勝手に契約先が変更されるとネットで知った。契約変更するつもりはない。対処法を教えてほしい。（当事者：大学生）

●引っ越しなどで新生活を始める時期にかけて、電気・ガスの契約トラブルが増える傾向にあります。電気やガスを含め、突然の訪問で勧誘を受けた場合は、その場で契約せず、事業者名や連絡先、目的等をよく確認しましょう。
●電気やガスの検針票には、契約の切り替えに必要な顧客番号や供給地点特定番号等が書かれています。契約の意思がなければ、はっきりと断り、検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう。
●「アパート全体が契約している」と言われた場合は、必ず管理会社等に確認しましょう。「料金が安くなる」と勧誘された際は、プラン内容を確認し他事業者と比較して検討しましょう。
●特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、事業者から適法な契約書面を受け取ってから８日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

５月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃６町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前 10 時～正午、午後１時～３時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	５/７（水）、21（水）	☎22-1152
	QR コードからも予約できます	
関ケ原町	５/14(水)、28（水）	☎43-0070
養老町	５/２(金)、19(月)	☎32-1108
神戸町	５/12(月)、26(月)	☎27-3111
輪之内町	５/１(木)、15(木)	☎68-0185
安八町	５/８(木)、22(木)	☎64-3111

問　企画調整課　生活安全係　☎22-1152